

愛知・名古屋2026大会損害保険契約に係る事業者募集要領

1 業務概要

(1) 業務名

愛知・名古屋2026大会損害保険契約

(2) 業務内容

愛知・名古屋2026大会（以下、「本大会」という。）の安全・安心な遂行を実現し、万一の事故発生に対する経済的な補償を確保するため、下表の損害保険を付保（手配）する（*）。

当該損害保険の対象とする本大会の事業内容・物件は、今後隨時判明していく予定であること、国内外からの幅広い参加者・関係者との事務手続等を円滑・適切・効率的に行う必要があること等の特殊事情に鑑み、企画提案公募により保険事業者を募集する。

分類	保険	概要
①賠償責任保険	施設賠償責任保険	組織委員会が実施する業務の運営上の不備、施設や設置仮設物の管理不備などにより、第三者に損害を与え、法律上の賠償責任負担を補償する保険。
	生産物賠償責任保険	組織委員会側が提供する飲食物や物品が原因で事故が発生した場合の損害賠償責任を補償する保険。
	使用者賠償責任保険	被用者が業務上の事由により身体の障害を被り、労災認定された場合に被保険者が法律上の責任を負担することによる被る損害賠償責任を補償する保険。
	サイバーリスク保険	サイバー攻撃（ウイルス感染など）などにより第三者に損害を与えてしまった場合の賠償責任を補償する保険。
	医師賠償責任保険	医療業務において医師が起こした法律上の賠償責任を負担することにより損害賠償請求を受けた場合に対する保険。
②医療・傷害保険		参加者が被った病気や怪我等に対する保険（訪日渡航者に対しては本国送還に係る費用補償を含む）

*記載する内容と同等の保険であれば保険種類を問わない。

(3) 契約限度額

113,500,000円

(4) 契約期間

契約締結の日から損害保険の満期日まで(予定、かつ保険契約ごとに異なる)とする。ただし、契約期間内に発生した保険事故への対応は、契約期間後であっても行うこと。

(5) 支払方法

前金払または概算払を基本とし、提案内容に応じて別途協議のうえ決定する。

2 応募資格

応募の資格者は、法人その他の団体とし、次の要件を満たす者とする。

- (1) 公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会の令和6・7年度入札参加資格者名簿の以下に登録されている者であること。
 - ・大分類「03:役務の提供等」、中分類「12:保険業」のうち小分類「03:損害保険（自動車保険を除く）」
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(1)に掲げる入札参加資格の登録又は認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(1)に掲げる入札参加資格の登録又は認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 公告の日から契約候補者決定までの期間において、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会から、指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 公告の日から契約候補者決定までの期間において、「愛知県が行う契約からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと並びに「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）」に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 保険業法（平成7年法律第105号）第3条第5項の損害保険業免許、同法第185条第5項の規定に基づく外国損害保険業免許又は同法第219条第5項の規定に基づく特定損害保険業免許を有するものであること。

3 秘密保持誓約及び仕様書等の提供

本事業の提案に参加を希望する者は、最初に下記の通り必要書類を提出すること。書類を提出した者に限り、仕様書等を開示する。なお、提供資料については、企画提案内容の検討以外の目的での使用を禁止する。

(1) 配布資料及び配布方法

当法人ホームページから資料をダウンロードすること。

(2) 申請書類

・仕様書等提供申請書兼秘密保持誓約書（様式1）

(3) 申請受付期間

2026年1月26日（月）午後5時まで

(4) 提出方法

申請受付期間中に電子メール（送信先:ainagoc_kikaku@aichi-nagoya2026.org）にて、上記申請書類を送信すること。なお、「件名」に「愛知・名古屋2026大会損害保険業務事業者募集_資料申請_〇〇〇〇（申請者名を記入）」と明記すること。

※口頭、持参、電話、FAXによる開示申請は受け付けない。

4 応募書類の受付

(1) 配布資料及び配布方法

当法人ホームページから資料をダウンロードすること。

(2) 提出書類

下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。なお、副本については、事業者名、社章等、提案事業者が特定できる内容の記入を削除すること。

【応募時に必要な書類】

- ア 応募申込書（様式2：原本1部）
- イ 企画提案書等（仕様書参照：原本1部、副本5部）
- ウ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式3：原本1部）および必要な添付書類
- エ 法人等の概要が分かる資料（パンフレット等：原本1部）

【選定委員会にて審査後、契約候補者のみ提出】

- オ 定款又は寄付行為の写し（原本証明すること）（1部）
- カ 法人登記簿謄本（1部）（発行日から3か月以内のもの）
- キ 持続可能性の確保に向けた誓約書及び持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）
- ク 電子契約サービス利用確認書

※オからクの資料の提出日は審査結果通知にて最優秀事業者に知らせる。

(3) 提出期限

2026年2月20日（金）午後5時まで（必着）

(4) 提出先

〒460-0001

名古屋市中区三の丸三丁目2番1号 愛知県東大手庁舎5階

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会
企画課企画グループ

(5) 提出方法

上記提出先に持参、郵送（配達証明に限る。）又は宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）により提出すること。

※その他の方法（ファクシミリ、電子メール等）による提出は不可

5 応募に関する問合せ

(1) 提案内容に関する問合せについて

企画提案の内容に関する問合せは、質問事項を「質問書（様式4）」に記載し、電子メールにより照会するものとし、メールの件名は「愛知・名古屋2026損害保険契約に係る事業者選定に関する質問」とすること。口頭（電話を含む）による質問は受け付けない。

回答については、公開することにより質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、以下のとおり回答を行う。

問合せ内容	回答方法	質問書提出期限	回答期限
本業務の公開情報に係る事項	組織委員会ウェブサイトに掲載	1月26日 午後5時	2月6日
仕様書等の記載内容に係る事項	仕様書等の提供を申し込んだ全事業者に対し、メールにて通知	1月30日 午後5時	

(2) 問合せ先について

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会
企画課企画グループ

電話：052-746-9103（ダイヤルイン）

E-mail: ainagoc_kikaku@aichi-nagoya2026.org

6 審査方法等

(1) 審査方法

ア 審査は、下記（2）の審査基準に基づき、外部有識者による選定委員会にて書類審査を行い、最優秀事業者を1者選定する。

イ 最優秀事業者は、特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定する。

ウ 審査内容に係る質問や意義は一切受け付けない。

(2) 審査基準

審査は、審査基準に基づき、提案者の能力及び提案内容の各面から総合的に評価するほか、社会的価値の実現に関する取組状況を評価する。

審査項目	審査内容	配点
商品設計	<ul style="list-style-type: none"> ○本大会における保険の対象が多種多様であることを踏まえ、簡便かつ網羅的に保険加入手続が可能な提案となっているか。 ○保険の対象は現時点でそのすべてが確定していないという特殊事情を踏まえ、それらの変更手続が簡便・網羅的な提案となっているか。 ○未確定である保険の対象について、変更保険料の計算方法が可能な限り事前確定しており、かつ組織委員会にとって有利な提案となっているか。 ○仕様書に定める補償内容を充足する提案となっているか。 	
事故処理体制	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生時に迅速かつ丁寧な対応が可能な体制を構築する提案となっているか。 ○組織委員会・選手・観客・大会主催者・報道関係者・技術役員といった多岐に亘る利害関係者との調整を円滑に行い、事案を滞留させることなく解決できる提案となっているか。 	100点
引受実績	<ul style="list-style-type: none"> ○国内外からの幅広い参加者・関係者が集う本大会の特殊性を熟知し、その保険引受に係る経験・ノウハウ・専門性を有しているか。 	
経営状況 ①S&P ②Moody's ③R&I ④JCR ⑤異常危険準備金積立率 (異常危険準備金 ÷ 正味収入保険料) ⑥リルベンシード・マージン比率	<ul style="list-style-type: none"> ○本大会の巨大なリスクを引き受ける保険会社として、確実な保険金支払債務を履行できるだけの「経営の安定性」を有しているか。 	
見積積算の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○提案内容を実現できる適切な見積積算が示されているか。 	
社会的価値の実現に資する評価点	<ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した事業活動、障害者等への就業支援、男女共同参画社会の形成、仕事と生活の調和、エコモビリティライフの推進、安全なまちづくりと交通安全の推進、健康づくりの推進、パートナーシップ構築宣言の公表 	5点
合計		105点

(3) 結果通知

審査結果については、全ての応募者に対し、後日、書面で通知する。

(4) 契約

ア 契約候補者と契約に向けた調整や手続等を経た上で、随意契約を行う。

イ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次点の者と交渉する。

なお、契約候補者が契約締結の日までの間に、次のいずれかに該当する場合も同様とする。ただし、契約締結の日までの間に有効期間の満了を理由として公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会入札参加資格を有しないこととなった者については、この限りでない。

(ア) 応募資格を有しないこととなった場合

(イ) 指名停止を受けた場合

(ウ) 排除措置を受けた場合

ウ 電子契約サービスを使用して契約内容を記録した電磁的記録（以下「電子契約書」という。）により行うものとするが、電子契約書により難い場合は、紙の契約書により行うものとする。なお、契約候補者は、速やかに「電子契約サービス利用確認書」を組織委員会に提出しなければならない。

エ 契約候補者は、速やかに「持続可能性の確保に向けた誓約書」および「持続可能性の確保に向けた取組状況について」を組織委員会に提出しなければならない。

オ 採択された提案については、採択後に組織委員会と詳細を協議する。この際、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、内容について変更が生じる場合がある。

(5) その他

選定委員会は非公開とし、審査の経過など審査に関する問い合わせには一切応じないものとする。また、異議申し立ても一切認めないものとする。

7 注意事項

- (1) 応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類の作成、提出等に必要な経費については、各応募者の負担とする。
- (3) 提出された応募書類は、本公募における契約候補者の選定以外の目的では使用しない。
- (4) 提案された応募書類は、返却しない。
- (5) 要求した内容以外の書類については受理しない。
- (6) 提出後の応募書類の訂正、追加及び再提出は認めない。ただし、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会から指示があった場合を除く。
- (7) 企画提案は1事業者あたり1案とする。

(8) 次のいずれかに該当する企画提案書等は無効とする。

- ア 応募資格を有しない者が提出した企画提案書等
- イ 記入事項を判読できない企画提案書等
- ウ 虚偽の事項が記載された企画提案書等
- エ 契約上限金額を超過した金額を記載した企画提案書等
- オ 不正な利益を図る目的で選定委員と接触した者が提出した企画提案書等
- カ 提出期限までに提出されなかつた企画提案書等
- キ その他本募集要領等に定める条件に違反した企画提案書等

(9) 指定する契約限度額を超える経費見積の提案があったときは、その者の企画提案は無効とする。

(10) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）等を遵守すること。

(11) この要領に定めるものの他、選定実施に係る必要な事項は、当法人が定める。

8 スケジュール

・仕様書等提供申請書兼秘密保持誓約書提出期限	2026年1月26日（月）
・応募書類 提出期限	2月20日（金）
・選定委員会審査	2月末頃
・契約締結、事業開始	3月末頃
・契約期間満了	損害保険の満期日